

## 川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付条例

### (目的)

第1条 この条例は、寄付者の社会的投資を具体化するため、ふるさと納税の寄付金を財源として基金を設置及び運用することによって、住民参加型の村づくりを進めることを目的とする。

### (事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境に関する事業
- (2) 生活・安全に関する事業
- (3) 産業の振興に関する事業
- (4) 健康・福祉に関する事業
- (5) 教育・文化に関する事業
- (6) 村づくりに関する事業
- (7) その他個別の指定事業

### (基金の設置)

第3条 寄付者から収受した寄付金を前条に規定する事業において適正に管理運営するため、川内村ふるさと応援モリタロウ基金（以下「モリタロウ基金」という。）を設置する。

### (寄付者への配慮)

第4条 村長は、モリタロウ基金の積立て、管理及び処分その他モリタロウ基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

### (モリタロウ基金の管理)

第5条 モリタロウ基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第6条 モリタロウ基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、モリタロウ基金に繰り入れるものとする。

### (モリタロウ基金の繰替運用)

第7条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めてモリタロウ基金に属する現金を歳計現金に繰り替え

て運用することができる。

(モリタロウ基金の処分)

第8条 モリタロウ基金は、その設置の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第9条 村長は、毎年度の終了後3箇月以内に、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、モリタロウ基金の積立て、管理及び処分その他モリタロウ基金の運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

## 川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付条例（平成20年川内村条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、モリタロウ基金の積立て、管理及び処分その他モリタロウ基金の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書（様式第1号）又は募集により受け付けるものとする。

2 村長は、寄付金を収受した場合は、寄付受領書（様式第2号）及び礼状を交付し、川内村特産品を贈るものとする。

3 村長は、寄付金の申込み又は収受した寄付金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、又は収受した寄付金を返還することができる。

4 村長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

### (寄付金台帳等の作成)

第3条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付金台帳（様式第3号）を作成しなければならない。

2 村長は、モリタロウ基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

### (寄附金の額)

第4条 寄付金は、一口5,000円とする。ただし、村長が必要と認める場合は、この限りではない。

### (運用状況の公表方法)

第5条 条例第9条の運用状況の公表については、川内村ホームページ、川内村広報等により公表するものとする。

### (その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

## 川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付申込書

一金 円也

上記のとおり、ふるさと納税制度による「川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付条例」に基づく事業に対して寄付したいので、申込みをします。

年 月 日

氏名（団体名）

住所 〒

連絡先

電話番号

川内村長 様

### 1. 上記寄付金の使途の指定内訳

事業の種類	寄付口数	寄付金額
	___口× 円	円
	___口× 円	円
	___口× 円	円
	___口× 円	円

※記入がない場合は、村長が使途の選択を行なうこととなります。

2. 運用状況の公表時に、氏名、住所（市町村名まで）、寄付金額、使途内訳の  
情報について公開を してもよい。 希望しません。

（いずれかに○をつけてください。）

様式第2号（第2条第2項関係）

## 川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付受領書

（住民税用、所得税用）

年 月 日

様

川内村長

⑨

受領額 \_\_\_\_\_ 円也

上記の金額を、ふるさと納税制度による「川内村ふるさと応援モリタロウ基金寄付条例」に基づく寄付金として受領いたしました。

○上記受領額の使途の指定内訳

事業の種類	寄付口数	寄付金額
	___口× 円	円
	___口× 円	円
	___口× 円	円
	___口× 円	円

